発行所
友愛青年同志会
東京都文京区音羽町７の１０
電話大塚（94）2801
編集兼発行人　水谷　普
定価１部　10円

入会申込は直接本部までハガキで一報下さい
東京都文京区音羽七ノ一〇
友愛青年同志会

第四回幹事会開く

独自の立場を堅持

政治への発言を強めよう

第四回幹事会は去る一月二十九日参議院会館において、常任幹事、幹事、監査及びオブザーバーとして地区責任者が出席して開催されたが、今回の幹事会では、現下の情勢に対処するため、政治学習強化問題が中心となり、当面の活動方針が別稿の通り決定した。

会議は午前十時三十分開会、先づ深津常任幹事より、現在の諸般の情勢は、の変化により本会はその運動方向を明確化すべきであり、この転機に対処するため、全会員が一段と奮起しなければならないことを強調し、特に友愛思想と政治との関係については、今後の活動に重大な影響を持つものとして、慎重かつ真剣に討議を行ってもらいたいと、開会の挨拶がのべられ北川常任幹事を議長に選出して議事が進められた。ついで渡辺事務局長より、第二回全国大会以後の一般会務報告が行われ、本部、地方の活動を中心に運動の進展状況について、若干の質疑応答があってこれを了承、次の各議題の審議に入った。

一、組織の拡充及び整備に関する件
　1、支部組織の確立
　2、第三回全国大会代表選出支部・地区の整備
二、支部活動強化に関する件
　1、支部相互の協力体制の確立
　2、本部、支部相互の連携強化
三、幹事補選に関する件
四、政治学習強化に関する件
　1、二大政党対立の現政局に対する検討と基本的態度
　2、具体的推進方法

以上四議題をそれぞれ別稿の通り審議決定し、午後六時半会議は終了した。

――各議案の説明にあたる執行部――

支部相互の連携を強化

組織の拡充及び整備に関する件

本年度前半期における組織拡充状況の説明とともに、地区の増加の割合に支部結成がおくれている点を指摘、率直な批判と検討がなされ次の通り定決した。

❶支部組織の確立

イ、第三回全国大会を目標に未結成地区は早急に支部結成準備体制を整える。

ロ、支部の定員数は従来通り二十名（同一市・区・町・村・学校）とするが活動の実情を検討の上若干数の不足は考慮して承認する。

ハ、支部資金について改めて、会費還元方式を とることはせず、従来通り、実情に即し助成金を本部より支出する。

二、支部組織の確立については、本部が中心となり、全会員が協力して行うよう綜合的に進めて行く。

なお支部組織確立のために、しばしば本会の政治的方向を明確にすべきであるとの意見が述べられていたが、この点については、第四議題の政治学習強化の項で討議することになり、これを了承した。

❷第三回全国大会代表選出支部、地区の整備

イ、代表選出母体は従来通り、支部、地区とし一代表団を選出する。

（ロ）従来は支部、地区の会員数に関係なく三名以内の代表団を選出していたが、第三回全国大会代表選出については比例代表制を採用する。その選出基準は常任幹事会において決定する。但し支部は規約通り三名以内の代表団を選出し少数地区でも一名の代表を選出することが出来る。

支部活動強化に関する件

支部活動強化について重要なことは、支部相互の協力と、本部支部の連携強化であり、支部独自の運動も相互に連絡することによって、その効果が大きくなり、かつ運動も容易となることが強調され次の通り決定した。

❶支部相互の協力体制の確立

地方在住の幹事を中心に、支部長、地区責任者は積極的に支部（地区）相互間の連絡を計り、あらゆる面で協力出来るようにする（地方組織一覧、役員住所録を常備する）

❷本部・支部相互の連携強化

（イ）幹事・支部長及び地区責任者は定期的に状況報告を行なう。なお報告を容易にするため報告様式 を本部で作製配布し通信費用についても考慮する。

（ロ）機関紙に地方活動の状況を多く掲載し、連携強化の一助とする。特に投書欄を設け一般会員の投稿をうながす。

（ハ）本部オルグの随時地方派遣と地方においてもその受入体制を整える。

（ニ）移動文化映画班を活用する

（ホ）役員等で私的に地方を旅行する場合もできうる限り連絡して活用する。

稲尾君幹事に

幹事補選に関する件

❶松田一章君（近畿ブロック選出）の辞任により後任の補充については同ブロックの推薦を求め決定する。

❷古川敢務君（本部選出）の辞任により後任に稲尾守正君（友愛編集局次長）を選出した。

稲尾新幹事就任の挨拶

今日幹事、常任幹事諸君の御推薦により、古川敢務君の後任として幹事に選出されましたことは、私の最も光栄とするところであります。私は今まで機関誌「友愛」の編集局次長として、会の活動をいたして来たのでありますが、本会が、政治的立場を明確にせんとしているこの重大な時機にあたって幹事として実践活動に従事することのできることは、私自身としても極めてやり甲斐のある仕事をみつけたという気持で一杯であります。

今後共、諸賢の御指導と御鞭撻をお願いいたします。

論説

政治への発言と青年

（一）

日本の政界も、昨年末にようやく自由民主党と社会党という二大政党対立のかたちに整備され、民主主義的な政治体制の実現に一歩近ずいてきた。国会におけるこの体制に即応して、国民の国民による政治を具現するため、国民の、なかんずく次代を背負う青年層の政治に対する関心を一層強め、従来の消極的立場から更に前進して政治に対する発言をより積極的に推進すべき時期が致来したのではなかろうか。

人間個々が、集団生活を営み社会を形成してその中で生きている以上、全ての事象が直接的に或は間接的に政治とつながりをもっていることは、自明の理であって、人間の幸福を願い、社会の安定を望む全ての人々が、政治が立派に行われるよう注目し、立派に行われるべく政治への発言を試みるのである。社会の進展に深い関心を抱き青年の情熱と行動によって、民主社会の確立に進まなければならない青年層がその眼前に横たわる政治に対して、背をそむけ看過することは許されないであろう。

まして、一九五六年はわが国にとっては極めて重大な、且つ多難が予想される年にあたり、懸案の日ソ交渉、国連加盟、李ライン等の諸問題、国内では憲法問題、人口対策、失業対策、原子力問題等山積の状態である。これらもろもろの問題に対して青年の発言を試み、世論を喚起して事態を解決の方向え導く努力をつづけなければならない。

（二）

戦後の政治に対する青年自身の欠陥は、余りにも政治に無関心であり過ぎたか、むしろ逆に政治そのものに極端に走り過ぎたかのどちらかである。前者は、今更述べるまでもなくアプレ的症状として指弾されている、ジャズ・ヒロポン・賭事などの享楽のみにふけっている青年群、あるいは希望の無い気無力なその日その日の生活に明け暮れしている青年層である。後者は、現代の政治すべてを否定し、闘争闘争に余念のない誤った運動家か、あるいは現代政治家のもつ──いわゆる政治屋といわれる人々の──悪い点のみ見習って、それをもって政治を理解したとする小政治家タイプであって、こういう現象が極めて多かったのは青年自身にとって不幸でもあった。

勿論、こうした現象を青年のみの罪と課すことは、甚だ酷に過ぎる憾みがあるけれども、現代の矛盾の中から矛盾を克服して立つべき青年が、いつまでも、政治の貧困、社会の責任にしていては発展が考えられない。民主々義の政治は、国民自らの力で青年自らの力で創りだしてゆく政治である。

（三）

青年の指導的役割を果しているわが会においては、青年の政治への関心を高め、政治への発言を盛んにする立場にたつわけであるが、少くとも次の点をはっきりすべきであろう。❶民主々義を達成し、友愛思想を普及するという本会の目的を、常に認識していなければならないこと。❷現代の政界の残存する、汚職、腐芸などの悪風に対して鋭い批判をもってあたり政界浄化をはかる。❸ファッシズム或は極左主義などの全体主義に反対の立場をとる。❹正しい資料にもとずいて、問題や政策を研究し正しい判断にたたなければならない。この為に有識者の意見を聞いたり、資料の配布が行はれなければならない。❺会員相互間で、議論を活発にし、各会合で慎重討議を重ねて、自由な意見の発表ができる機会をつくり、意見の統一をはかってゆく。

青年の政治への関心が高まり、政治への発言が盛んになってゆくことが、政治を正しい軌道にのせることになり わが会の立場からの発言が、影響力をもてばもつ程、友愛社会の実現に一歩近ずくことになるのである。

政治的立場を明確に

政治学習強化方針を一層具体化

政治学習強化に関する件

政治学習強化については、友愛思想と政治との関係について深津常任幹事（中央教育指導部長）より、現在まで研究・討論された結果の説明があり、特に今後の会活動に重大な影響がある点を指摘し、政治的方向を示唆した発言を行ない、充分討議するよう訴えた。つゞいて奥田常任幹事（組織部長）より、二大政党対立の現政局の情勢説明があって、討議に入った。この問題に関しては、再三常任幹事会及び各種集会で討議されていたもので、政治的立場を明確にするよう望む会員の声とともにその具体的推進方法が研究的な面より実際的な面に移りつつあった時でもあり、出席者全員が発言、真剣な討議が続き次の通り決定した。

特に二大政党対立の現政局に対処するため、一段と政治学習を強化し、本会の趣意に基ずき、保守、革新両党の健全な発展を望むが、重点を保守政党の近代化（進歩性）を促進することにおき、その線にそって、今後の政治的発言を強めて行くことが確認されたが、本会の主体性を堅持することを、出席者全員がこもごも強調し、本会に対する熱意と、青年としての意気を示した。

❶政治色明確化に対する基本的態度

本会の性格に本質的変化をもたらすものでなく、あくまで本会の趣意に基ずいて行なう。よって既成政党とは関係が深まるが如何なる従属的・支配的関係をもたず、独自の運動方針を打ち出して行く。

❷具体的推進方法

（イ）第三回全国大会迄に学習結果を綜合し、より具体的な結論を出す。

（ロ）中央 教育指導部の 強化（友愛思想と政治の関係を一層明確にして全会員に徹底させる）

（ハ）情報宣伝活動の強化（特に情報活動を強化し政治問題の資料を集め、定期的に情勢分析の結果を発表、全会員に配布する）

（ニ）政治団体との連絡（政党の地方支部等を含む）

（ホ）政治問題を重点的にとり上げ研究討議し結論を出すように務める

（ヘ）各地方の政情報告を求める（一般の会活動報告とは別に政治的な状況報告）

以上で議事を終了したが、川手常任幹事（学生対策部長）より次の申し合せが提案され、全員一致をもって確認した。

「申し合せ事項」

こゝに審議決定された諸事項はすべて強固な組織による たゆまざる日常活動の上にこそ成果が期待されるものであることを銘記し、われわれの最大の使命は不断の実践活動と組織の拡充にあることを確認する。

第八・九回常任幹事会

全国大会準備

大綱を決定

第八回常任幹事会は一月十七日午後六時より本部事務所において開催され、次の各項を決定した。

一、第四回幹事会提出議題の決定
二、第三回全国大会準備委員会の発足
三、日光支部の承認
四、幹事補選に稲尾守正君を本部推薦とする
五、全国大会迄の組織活動
　❶二月下旬又は三月上旬より本部役員を地方に派遣する
　❷東京都の組織化をはやめるため、都内会員相互の連絡を本部において早急にとり、地区責任者会議を開く。

次いで一月二十七日第九回常任幹事会を開き、第四回幹事会に対する最終打ち合せを行い、合せて第三回全国大会準備委員の人選を行ない、第一回準備委員会開催期日を二月十一日に決めた。

第三回全国大会準備委員会設置

第三回全国大会開催については第八回・九回の両常任幹事会で討議され、五月四、五の両日を予定しているが、同時に準備委員会を早急に発足させ、準備体制を整えることになり、準備委員を在京役員全員及び在京会員の中から人選し第一回準備委員会を二月十一日午後五時より、東京・神田三崎町、YMCA同盟会館で開催することになった。

同準備委員会では準備委員会役員及び事務局の構成等事務的なことと準備大綱を決めることになっている。

学生健保制度実施出来ず

学生健康保険制度については、三十一年度より実施する方針を先に文部省で表明、各方面より期待されていたが、財政的な面で文部省と学校側とが折り合わず、再検討の結果、実施を見送ることになった。

問題になった点は、第一に全学生の強制加入で次に保険料が文部省案では一八〇〇円のところ、学校側は六〇〇―一〇〇〇円の線を出し、また納入方法についても、文部省案が一括納入であるのに、学校側は分割払いを主張、事務費についても国庫負担額一四二円では学校として事務を行うことが困難であるということ等で、文部省と学校側との調整が出来なかったからである。

なおこの問題について川手学生対策部長は次の談話を発表した。

川手学生対策部長談

全学生の期待していた健保が実現寸前まで来て流産してしまったということは非常に残念です来年度こそ実現するようなお、努力を続けたいと思っています

バンドンA・A・学生会議

日本準備委員会開催

明年五月、インドネシアのバンドンで開催されるアジア・アフリカ学生会議に送る日本代表団結成のために、二月四日、第一回日本準備委員会が開催された。出席団体は九団体で、同委員会の議長には全学連の山下君、副委員長は私学連の田沢君が選出された。

なお第二回準備委員会は十一日開催され、事務局構成、予算等を審議、事務局長には国際連合学生連盟理事長小沢君（中大）に決定した。

―投書欄―

来月号より、左記の通り投書欄を設けることになりました。会員諸君は奮って投稿願います。

メ切……毎月五日
字数……四〇〇字づめ原稿用紙一枚以内
内容……本会及び青年に関するもの

（編集局）

直言

「立てば芍薬、坐れば牡丹、歩く姿は百合の花」ではなくて、現代の若いものは「立てばパチンコ坐ればマージャン、歩く姿はヘイ・マンボ」だそうだ。▽そう言えば、このごろ街で、男だか女だか分らんような格好をした若い人の姿が目につく。それがマンボ調というのかしらないが、拍子をとるように、ぴょんぴょんと妙な具合に歩いているのを見ると、何ともいやはやという気がする。▽それにマージャンといえば、夜ふかしをするから朝はおそい。そして昼すぎになって「よう」とかなんとか言いながら街に出てくる。▽生活が不摂生だから身体のどこかが自然故障をおこす。するとホルモン不足だとぼやいて、変なクスリをのむ。▽そのような青年の中には、だらしのない生活をすることが、得意みたいに「ゆうべはゴマンと浮いたよ。寝たのが三時さ」と喫茶店の暗いところで煙草の輪を吹いている。▽実際、戦争中のことを思い出すと隔世の感というか、ナミダの出るような思いがする。ダマされていたにせよ、白はち巻で「勝つまでは」と工場や戦場で働いた青年の純真さというようなものは少しも見あたらない。▽酒のみは顔を合わせると「ゆうべは新橋で飲んで、それから新宿と渋谷にまわって、とうとう終電にのりおくれて泊っちゃった」と、毎日酒をのんだ時の話ばかりしている。それが、役所のハンコを押しながら隣の同僚とやらかしている会話なのだからいやになってしまう。▽平和になったショウコだといえばそれまでだが、何か人間の生き甲斐というようなものをどこかへ忘れて来たようなのがふえているこのごろである。▽何が人々をそうさせているのか、考えてみなくてはならない。

憲法問題の焦点

（その八）

内閣に発案権はないか

議題を提出するだけ＝容認論
違憲の政治的事実＝否定論

第二節憲法改正の発案（続）

法律が成立するためには、法律案の発議・提出、国会における審議・議決、主務大臣の署名、総理大臣の連署、天皇の公布という手続を経るのであるが、この場合、国会が『国の唯一の立法機関である』（第四一条）ということが、法律制定過程における発案・審議・議決のそれぞれの権限を、国会がすべて排他的に独占することを意味するならば、もとより内閣は法律案に関する提出権を有しないわけである。したがって、かように解するならば憲法第七二条が『内閣総理大臣は内閣を代表して"議案"を国会に提出し』というその議案の中には法律案を含まないことにならなければならない。

なお、憲法第七三条が、内閣が一般行政事務のほかに行う事務として列挙しているなかに『予算を作製して国会に提出すること』をあげているにも拘らず、特に法律案の提出については規定するところがないということは、かような否定論を裏付けることにもなりうるであろう。ともあれ、内閣に憲法の解釈上として、法律案の提出権が認められていないと解すれば、内閣法第五条が『内閣総理大臣は内閣を代表して内閣提出の法律案……を国会に提出し』と規定しているのは、まさに憲法違反であるといわねばならないことになろう。

註　この点について田畑忍博士は、違憲の立法という政治的事実が存在しているのであっても、もとより憲法の許容するところではない。それは事実と規範との背反的な政治現象たるにすぎない、と述べておられる。

又そうであるとすれば、かりに憲法施行後、内閣による法律案の提出という行為が事実上繰り返されそこに一種の憲法的習律（先にのべた憲法変化の一種）が成立したとしても、最高法規たる憲法の条規に反する国務行為は、その効力を有しないのであり、（憲法第九八条第一項）また単なる習律を以って憲法の条規は動かすことができないものである。

しかし、かような否定論は無理があるのではなかろうか。まず、憲法第四一条に所謂『唯一の』とは明治憲法時代における皇室令や軍令や独立命令などの如き、国会以外の国家機関による法規の制定を排除し、法規の制定権（広義の立法権）を国会に集中・独占させるという原則を宣明したものに他ならない。それと同時に、立法権がひとり国会に帰属することゝ、つまり、国会が立法過程における最終の決定権者であって、旧憲時代におけるような天皇の裁可の如き行為を必要としないことを明らかにしたものである。したがって、国会が法律案に関する審議権、殊には議決権を独占する以上、国会の審議に対して単に議題を提出するにすぎない法律案の提出権については、内閣にその権限を認めても少しも支障はないではないかと考えられる。

次に、憲法第七三条の規定が否定論の根拠とされるのであるが、これは憲法第八六条（予算）の規定と相俟って、予算の提出権が内閣の権限に属することを明らかにしたものであって、内閣の法律提出権を特に否定する趣旨のものではないと解される。又、内閣法第五条も国会が審議し、その多数が容認しているのであって、これを要するに、厳格な意味での三権分立制の建前をとらず、むしろ、議院内閣制をその基本的建前とする日本国憲法のもとにおいては、内閣の法律提出権を認めるのが妥当であろう。

目次

序　憲法問題の概観
第一章　憲法改正問題の発展段階
（一）憲法改正論議の三段階
（1）憲法施行前後の時期
（2）独立前後の時期
（3）MSA以降の時期
（二）憲法改正論議の現段階
（1）憲法改正論議の諸態様
（2）賛否両陣営の対立像
（三）憲法改正論議の問題点
第二章　憲法改正の法的諸問題
（一）憲法改正の理念
（1）憲法の安定性と可変性
（2）憲法改正の意義
（二）憲法改正の手続
（三）憲法改正の限界
第三章　戦争放棄の諸問題
（一）憲法第九条の憲法的解釈
（二）憲法第九条の国際法的批判
（三）自衛武装と国際警察軍
附（一）新憲法無効論と明治憲法復原論
（二）各国憲法の改正情況一覧
（三）参考文献一覧

発案権の所在は？

異なる三種の見解

ところで、憲法改正案・発案権についてはどうであろうか。一般の議案の場合と同じく、議員（両院のどの議員からも単独ですることができる）から発案できることに疑いのないことは前に述べた。論議の中心である内閣の発案権については、これを三つの類型にわけることができる。

第一の見解は、法律案について明文の規定なしにこれを第七二条の『議案』の中に含まれるとし、内閣の提出権を認めると共に、憲法改正についても、その発案権を認めるのが妥当であるとする。美濃部達吉・田上穣治・清宮四郎・宮沢俊義・稲田正次・水木惣太郎・大西邦敏などの諸教授の支持する見解で、一般的に大勢を占めている。第二の見解は、法律案については内閣にその提出権を認めながら、憲法改正については特に内閣の発案権を認めないもので、浅井清・俵静夫・鵜飼信成ら諸教授の主張されているものである。

第三の見解は、内閣に法律案の提出権を認めない立場から、当然に憲法改正についても、内閣の発案権を認めないもので、田畑忍・鈴木安蔵・佐々木惣一の各氏の所論がこれに属する。

さて、憲法の改正は、発案、国会の審議、国会の議決（発議と特に呼ぶ）国民に対する提案、国民の賛成という過程を経て行われるのである。ところで、内閣の発案権を否定する論者は『国会が、これを発議する』という点にとらわれて、もともと発議権（実際は改正案に関する議決権）を有しない内閣が、改正発案権を有するとするのは不合理であり矛盾であるとされるのである。しかしながら、改正案に関する国会の議決権と改正発案権とは、もとより時限を異にする別個の権限である。しかしてこの改正発案権が何人に属するかは、必ずしも憲法の明定するところではない。したがって国会が、審議権と議決権とを独占的に保有する限り、憲法上特別の禁止規定がない以上、内閣が、憲法改正案を提出しうることは明かである。このことは、憲法第九六条に規定する国会の発議権も少しも害するものではないのである。

行政・立法の両者

各国憲法にみる発案権

かように、内閣すなわち、行政府にも憲法改正の発案権を認めようとすることは、これをもし、比較憲法学的な見地からみて、諸外国の憲法改正手続規定の発案権の所在如何を検討するならば、その点が一層明確になるであろう。概括的にいって、憲法改正の発案を行政府（内閣）に専属せしめている憲法は、旧ドイツ諸州の憲法およびこれに倣った旧明治憲法をあげることができるのみであって、既に過去のものとなり、現行憲法ではこの種の規定を有するものは見当らない。蓋し、行政府の恣意による立法を許すことは、三権分立制という近代社会の基礎を危くすることになるからであろう。又、立法府すなわち、議会のみに専属せしめている国家も、一七八七年の北米合衆国憲法および、一九二四年のトルコ憲法をあげうるにすぎない。その外、議会と一定数の州立法府に付与せる国家、あるいは、議会と国民のみに付与せる国家など、行政府の憲法改正発案権を排除している国家は、一九四六年のブラジル憲法（第三七条）一九四七年のヴェネズエラ憲法（第二四八条―五〇条）キューバ憲法（一九四〇年第二八五条）及びアメリカ、スイスの諸州など連邦国の憲法にみられるにすぎない。

これに反して、他の諸国の憲法は何らかの形において行政府が憲法改正に関する発案件に干与する権限を与えられている。その中でも行政府と立法府に、共にその発案権を付与しているものが数的に最も多い。これは君主国たると民主国たるとをとわず採られている方法である。例えば、一九三三年のエジプト憲法、（第一五六条第一項）一九一五年のデンマーク憲法（第九条）一八三一年のベルギー憲法（第一三一条）などがこれであり、最近の例では、一九四八年の韓国憲法（第九八条）一九四九年のボン憲法（第七六条）更にソ連型に属する一九四七年のブルガリヤ憲法、一九四八年のルーマニヤ憲法も同様の規定方式を採っている。

立法部に限定する必要はない

かように、諸外国の憲法改正に関する発案権の所存を分類し検討してみると、憲法改正は、発案権に関する限り、特に立法部に限定専属せしめる必要は認められないと考えられるのであって、このことは、わが国憲法第九六条の発案権の所存に関する解釈についても、基本的なる多くのものを示唆してくれることは言うまでもない。憲法第九六条にいう発議とは、国民に対する提案を国会だけが議決するという事で、ここで問題とするのは、その議決の前提たる憲法改正の発案にある。従って、国会法でいう議員が議院へ発議するのとは、その意味を異にしていることはいうまでもない。故に、それは国会における憲法改正の審議に議題を提供することで、この議題が内閣の発案によって提供されたとしても、国会が審議 議決の過程において、これを自由に修正することもできるとすれば、それは、国会が国民に対して憲法改正を発議するという事を決して失わせるものではないであろう。されば、内閣に憲法改正の発案権を付与しても、憲法第七二条には、内閣総理大臣は内閣を代表して議案を国会に提出するとあるのであるから、この議案の中に憲法改正案を含ましめても何等不合理ではないであろう。殊に、先にもふれたように議院内閣制を採るわが国においては、各議院の議員の外に内閣に憲法改正の発案を認めたとしてもなんら差支えないのではあるまいか。要するに、憲法第 七二条にいう『議案』は、これを制限的に解する理由は少しもないのであって、広く法律案はもとより憲法改正案をも含むものと解してよいと思われるのである

死刑制度をめぐって

（上）

―死刑廃止論の根拠―

最近死刑制度をめぐって、その廃止・存続の論議が盛んになり、特に今国会において、とり上げられようとしている。そこで、この問題について、両者の意見をとりまとめ掲載することにした。（編集局）

刑法における人間

法律は人間のために存在するものであり、法律学が人間のことに関する学問であることは常に前提せられているところである。

如何なる時代の法律秩序もその時代の人間概念を自己の基礎に置いているのであって、かかる基本的な人間概念を理解することに因って始めてその法律秩序の理解は全うせられると同時にその法律秩序に対する価値判断が真に可能となると謂い得るのである。

刑法における人間の中心は犯罪人である。しかし犯罪人は刑法における唯一の人間ではない、犯罪人の行為の客体となるところの人間犯罪人に対して刑罰を加えるところの人間もやはり刑法における人間である。これら諸種の人間の中刑法秩序の基礎的概念として前提せられているのが犯罪人である。刑法における人間の構成が犯罪の理解を決定しているように又刑法に決定している。

犯罪と自由意志

古典的刑法理論においては、その中心に置かれているところの犯罪的人間は理性的人間であり、従って刑罰はまたこの理性的人間として取扱うことにおいてその意義が全うせられると考えられている。その最も明白にして極端な表現はカントの刑罰理論の中に見られるのであって、カントは、人間は如何なる場合においても他人の意図の手段として使用せらるべきではないと為し、刑罰においても同様刑罰はただ犯罪人が犯罪をなしたということを理由として彼に対して科せらるべく、犯罪人自身のため、または市民社会のために他の善を促進する手段として使用せられることは許されないと為した。従って特別予防も一般予防も刑罰の目的として考えることは許されず、かかる目的の手段として刑罰が科せられることに対しては犯罪人の「生来的人格」がこれを拒否するのであって刑罰は純粋に応報たるべきであり、応報として刑罰が科せられることが定言的命法であり、犯罪人における理性的人間を尊重する所以であると解せられたのである。すなわちカントに従えば、人を殺したる者に対しては死刑が科せられることによってその殺人者の人間性が尊重せられると考えたのである。これが古典的刑法理論における犯罪的人間に対して考えられるところの最も論理的に徹底したところの純粋なる刑罰理論である。

フオイエルバッハはカントにおけるが如く「犯罪人もまた人間である」が故に犯罪の結論としてこれに結びつけられるところの苦痛たる刑罰は国家の利益となるが如くに即ち一つの目的の手段として、科せられるべきではないとせられたそれでフオイエルバッハにおいては刑罰を法律上規定することと法律に規定せられたところの刑罰を執行することとが区別せられ、刑罰は、それが法律上普遍的、必然的に規定せられることに依って如何なる人格者の人間的権利とも矛盾することが避けられると考えられた。然し犯罪人の人間性を尊重するという積極的要素が排除せられ、犯罪人の人間性と矛盾しないという消極的要素が刑罰の基本となるが故に、その限度において刑罰の目的が考えられることゝなり刑罰の法律的規定の目的は威嚇に在りとなされ、刑罰の執行の目的は法定刑を有効ならしめることとなされるに至った。

所謂犯罪を為した者に対しては応報として苦痛と害悪を加えねばならぬとする。それが刑罰の本質だという応報刑論は、かくの如くに犯罪に対して害悪的応報を加えることに因って犯人の人格の尊厳が全うせられると為すのである。

その理由は犯人は自由意思を有し自由意思によって避け得たにも拘らず敢て犯罪を為したのであるからその当然の結果として刑罰を受けねばならぬのであり、その刑罰は犯罪という害悪に対する害悪的反動でなければならぬ。従って他人に対して害悪的反動としての刑罰を加えることは、自由なる意思主体としての彼の人格を尊重する所以となる。犯罪に対して刑罰の科せられねばならぬことはいうまでもなく、然し犯罪が自由意思に基くと解することは果して妥当であろうか、勿論自由意思ということが論理的に証明することも否定することもできない一の刑而上学的要請であることは認められる。然しそれはどこまでも一の要請であるは現実の事実ではない。事実の世界においては犯罪も、素質と環境との産物である。

この必要性と適当性との立場から考えるならば刑罰は単に犯人に対して徒らに苦痛、害悪を加うることをもって満足すべきでなく他人の素質と環境とを改善して犯人を再び犯罪に陥らしめないような方策を研究するものでなければならぬとするのが教育刑論であり、この見地において、他人を再び善良なる社会人に復帰せしめることが刑罰の本質であるとされている。

斯様に犯罪人に対し（刑罰を科せしめるのに応酬刑論と教育刑論との二者の対立があり、かかる見地からして現行死刑制度に対し廃止論の声とともに重要なる問題とかて夫々の解釈がなされている。

応報か教育か

そもそも死刑とは生命の剝奪を内容とする刑罰であって生命刑という、わが刑法は死刑を認め、内乱罪、外患に関する罪、放火の罪、溢水罪、往来を妨害する罪、飲料水に関する罪、殺人罪、強盗殺人罪、強盗強姦致死罪等に規定している。そして死刑は主刑であり、そのもっとも重いものである。そして死刑は監獄内において執行してその執行方法は絞首とするとなっている。死刑の言渡を受けた者はその執行にいたるまで監獄に拘置することになっている。

死刑の起源は明確でないが国家以前の原始社会における血讐及び追放の制度から転化したものと解せられる。

死刑の執行方法として歴史上存在したものは火刑、溺殺、埋没殺、墜落殺、磔刑、斬首、絞首、銃殺八ッ裂き、車裂き、毒ガスによる窒息死、電気殺、毒殺等いろいろあるがフランス革命を起点として各国及び連邦国にあっては各州において統一単一化せられ、現在死刑を保存している国では斬、絞、電気椅子、毒ガス、銃殺等が用いられているのである。

法律上規定せられた死刑犯罪、死刑の宣告、死刑の執行の数は諸国において漸減の傾向をたどり、今日では世界の半数近くの国において死刑は廃止せられている。

死刑廃止論を称えて有名なのは第十八世紀の後半におけるイタリアの学者ベッカリーアがある。これに続いて第十九世紀にはフランスの詩人ヴィクトルユーゴー、ロシアの作家ドストエーフスキー等があり、第二十世紀にはドイツの刑法学者リープマンが挙げられる。

廃止の根拠

死刑廃止論の根拠とするところは第一には 死刑には威嚇力がないということである、死刑の威嚇力はその存置論のもっとも重要な論拠の一となっているが、死刑犯罪の犯人は多く精神異常者であり、嫉妬による激情犯人であり、犯罪の不発覚を確信しているものであり、犯罪後自殺を実行し又は企て人命そのものに対する尊敬の念を欠く者であり、これらの者に対しては死刑は何らの威嚇力を持たない。

第二には、死刑が誤判の結果執行せられた場合には何らの回復の方法がないということである。誤判は現代の証拠裁判においても絶対あり得ないとの保証はなく、誤判による死刑の執行は必ずしもすくなくない。自由刑や財産刑にあっては誤判の結果執行せられても、無実の罪を着せられた者に対しては之れを釈放し、賠償する道が残されているが、死刑にあっては、死者を再生させる道は全然ない、それ故に死刑は避けられるべきであるとされている。

第三には、死刑は国家が公然と合法的に殺人行為を行うことを意味する。これは国家が刑法によって殺人を犯罪として禁止する思想と矛盾する、真の国家は殺人行為のごとき者までも、これに再生の道を拓き、その生命を尊重することを原理としなければならないのである。

第四には、死刑を執行すると死刑犯人が英雄化せられ精神的欠陥者に暗示を与え、かえって死刑犯罪が模倣により頻発する、又死刑のような残虐刑はこれを過度に行うと国民は心理的にこれに慣れ、威嚇の目的と逆効果を来たす結果となる。このような意味で死刑は死刑犯罪を防遏するよりも、これを刺戟し、頻発化させる危険があるとせられる。

第五には、死刑保存論者が死刑が存在すると死刑犯罪が減少すると考えているが諸国の統計によると死刑を廃止しても死刑犯罪は増加せず又死刑を復活しても死刑犯罪は減少しないと結論を示しているこのように死刑廃止論者は五つの論拠のもとに立っている。

今日死刑を廃止している国家としては西ドイツ、イタリア、スイスデンマーク、オランダ、ノールウエー等、アメリカ合衆国の八州、南アメリカ諸国がある、廃止への努力を続けているのはイギリス、ソヴェトロシア、フランス等であるといい得る。

今日のところ死刑廃止論者は死刑制度の代りに用いられるのは無期刑が原則であるが、不定期の方が一層効果的であり、且つ人道的であると考えられている。

（次号死刑存置論の根拠）

カナダ通信

何処も同じ試験の悩み

皆で検討し合う試験結果

筆者、矢飼珠子（やがい・たまこ）さんは慶応大学文学部心理学専攻二年の学生で、昨年九月世界大学奉仕団（WUS）のスカラーシップにより、カナダ、ヴァンクーバーのブリティシュ・コロンビア大学に留学した。本稿は、矢飼さんがカナダの試験状況として本紙に特に寄せたもので、試験の、まさにはじまろうとしている日本の各学校の学生諸君にとって極めて興味深いと思われるので掲載することにした。（編集局）

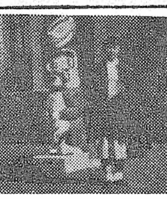

校内のトーテン・ポールの前に立つ矢飼珠子さん

こちらえ来ましてから、すでに半年ちかくになりました。クリスマス試験の済んだ辺りから、私もやっとカナダの学生生活のうちにくい込んで行ける様になりました。カナダというと、雪を皆さんは思い浮べていらっしゃる事と思いますが、ここ私の居るバンクーバーは、冬のほとんどは、雨の日で雪が降っても湿気をおびすぐとけてしまいます。私達大学生にとって、何といっても悩みの種は「試験」です。そしてこれは、世界中の大学生の大いなる共通点です。こちらでは、九月十七日に新学期が始まって、十二月十二日から約二週間の「クリスマス試験」その間は、まったくいつもの大学の開放感はなく、非常に緊張した空気が学校内に感じられます。その後約二週間のクリスマス休暇の後、一月四日から二学期が始まり、四月十二日から最終試験が始まり、夏期休暇は、五月から始まることになっております。

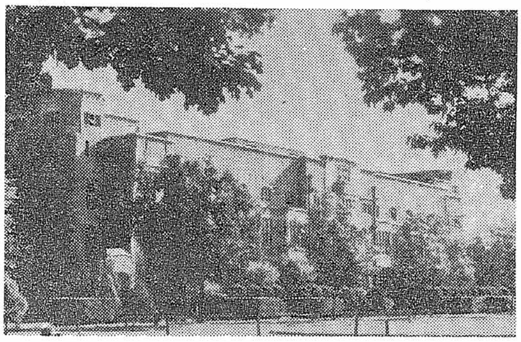

ブリティシュ・コロンビア大学理学部

試験前の猛勉強

試験には、こちらの学生もものすごく勉強するのには、私はいささかめんくらいました。試験一ヶ月前ぐらいになると、図書館は、どこもかも一杯になって、一〇時の閉館のベルが鳴る迄学生が勉強しています。教授は、それぞれ学生の訪問を受ける時間を設けて、質問のある学生は、どしどしきゝに行きます。寄宿舎では、「静粛時間」が始まって、特に夕食後の「静粛時間」は厳守させられます。

さて、何をそんなに勉強しているか？　又何故・こんなに学生が必死に勉強するか―試験の為に―この印象は、私一人が受けた印象ではありません。ザールから来ているWUSの交換留学生も同じ様な事をいって溜息をついていました。

落第も多い

まず第一に考えられる事は、試験に合格する事が容易な事ではない事、すなわち、試験は考えに考えを重ねて（自分の考えを）書く論文式のがほとんどで二時間のうちに平均六問題に対する答を要求されます。採点はかなりからく、九十点以上のAは、クラスに二三人ぐらいしかなく、まったくいない時もしばしばあります。五十点以上の合格の組に入った学生は良い方でそれ以下「落第」の部に属する学生が相当にいます。教師は一年間の成績の割合てを発表して、非常に統計的で「この試験の結果は全体の何%に当る」という様な事を授業の始まる前に発表なさいます。

試験の基準が日常勉強しているのにくらべるとかなり高い上に、カナダの大学では、同じ学年を二度落第すると停学を命ぜられ、又経済的にいっても学生のほとんどが高い授業料を払い、大学へ行くに必要なお金は、自分で働らいて得たもので払っているので、そう長い間大学にもいられません。又種々様々な奨学金制度があって平均七〇%の成績を取っているものは、この奨学金を、又、九十%以上のものは、これと色々な奨学金制度に応募することが出来ます。

又大切な理由としては、どの学課も、「読書の宿題」がたくさん出て、本を読んでおかぬと、試験問題の解答が出来ない様になっています。したがって、この読書をする事が大きな勉強となるわけです。こういう状況の中で、ここの学生は、勉強をよぎなくされている様です。ある先生が試験結果の感想として、次の様な事をクラスで述べられました。

教授の試験感想

“みんなの解答は、試験の為のみの勉強のあとがみられる。社会学には社会学のみの、又、社会心理学には、社会心理学、あるいは哲学には哲学の講義のみで学んだものをそのまゝもって来ている。各々の学科で学んだものゝ綜合がない”ここでは平均五課目が一年間の単位ですから、それだけを先に述べた様に勉強して、自分の取っていない課目には、何らの関心を持っていない、自分自身の読書（学校のを離れて）という様なものをしないし、又出来ない。私はカナダの学生の勉強態度というものをこの様に感じました。

開放的な学生

試験の結果は、良くても悪くても極く開放的で、皆で「社会学は何点だったね」等と聴き合って、解答の結果を見せあっています。また、ある学課では、組の五〇%以上が落第の部に入れられている場合があり、それでもそういう人は一人ずつ教授のところに行って、くわしく解答の悪い点を聴くことが出来ます。書きおくれましたが、特に語学に関しては、試験範囲が非常に広いということが学生に多量の勉強を要求しているといえます。

友愛の人々

本会が、昨年中にあげた最大の成果は、日本の「チベット」と呼ばれる、東北の僻地、三十三ヶ町村を映画会を開きながら「友愛」を説いてまわったことであった。近年まれなと言われた猛暑の中を四十日間、エルモの十六ミリ映写機とフィルム、其の他合わせて四十貫の荷物をかついで、汗とあぶらにまみれ乍ら、村から町へ、連日映画会と講演会を開いてまわった。この巡回特別班を企画立案し、更に自ら一行を率いて全行程を踏破したのが、まだ童顔の充分消え去っていない彼である。言い出したら必ず実行する猛烈なファイトを持つ「友愛」実践派の中核で、たえず実践を唱える彼自身またそう呼ばれることが最も嬉しいに違いない。彼はそう言う男である。

昭和七年、山梨県の「政治好き」の家―彼自身の述懐によるーに生まれたと言うから「サル」年である。だから今年は張り切っている。中央大学法科に学び、友愛に投じ、その鋭い理論と実践力を買われて、学生対策部長として最年少の常任幹事となった。初めて事務所を訪れた人は、バサバサの髪をして、風采にかまわない、そして大声で卒直に話す彼に会うと、戦後の青年に失われた若々しい活気を感ずる。竹を割ったような性格、強い意志に似ず、極めて内気であり「女の子の前に出ると顔がすぐ赤くなる」とは一部の声である。大学も、今年は愈々卒業だから、目下卒業試験になやまされていることだろう。卒業と共に、新生面をひらくべく「農村問題」に全力をあげて打ちこんでいる。政治的にも、経済的にも、そして社会的にも、「農村の近代化」が、日本の最大の課題だとは彼の主張だが、それが具体化し全国の農村を風靡する日を夢にまで見ているような彼のこのごろである。

学生対策部長
かわて しょういちろう
川手正一郎

文化財を広く普及

映画フィルムを貸出

文化財保護委員会では、文化財を広く普及するため「文化財映画」を製作しているが、このほど“文化財映画フィルム貸出規定”を決め、これに基いて貸し出しを行うことになった。

なお今までに製作された普及用映画のリストは次の通りである。

羽衣（16ミリ七巻）能の話（35・16ミリ各二巻）生きている人形（16ミリ三巻）お婆さんと子供たち（35・16ミリ各三巻）桃山美術（35・16ミリ各二巻）美の殿堂（16ミリ二巻）盛綱陣屋（16ミリ八巻）鵜匠（35・16ミリ各三巻）歌舞伎の話（35ミリ三巻）文楽（35・16ミリ各三巻）奈良には古き仏たち（35・16ミリ各四巻）上代彫刻（16ミリ二巻）

申し込は文化財保護委員会事務局庶務課に申請するが営利を目的とする場合は貸出さないことになっている。貸出料金については三十五ミリ版で上映回数一回につき二百円（一巻について）十六ミリ版同じく百円となっているので今後は本会でもこれを利用する考えである

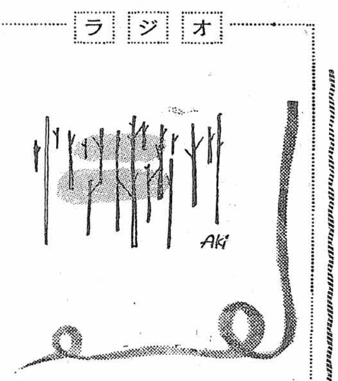

関係者の善意があふれる番組

「ラジオ東京」

伸びゆく子供達

“ひろし君は「ちんば」の子だった。幼いころ小児麻痺におかされたひろし君は、小学校に行くようになっても右の足の成長がとまっている為「びっこ」であった。その為友達から「ちんばちんば」とはやされ、泣きそうになっても「歯を食いしばって」がんばった。「巾飛び」で皆が上手に遠くまでとぶのをみて「なにくそ」と思ってやったがとべなかった。”

この放送は、このような「ちんば」の博君が、貧しい家庭の子供であったにもかかわらず、友達や両親や、とりわけ小学校の先生や校医の温い心づかいと、好意の中で「成長のとまった右足のアキレス腱を、左の足と同じようにする手術」によって「巾飛び」で一尺以上とべるようになり「木のぼり」が「背の四倍位」まで出来るようになった涙ぐましい経過をきわめて克明に伝えた。学校では先生が、博君が「ひねくれない」ように神経質な位気をつかって「ちんば」と呼ぶ子が一人も出ないようになるまで注意した。そしてそういう子供によく話して聞かせ「みんなでいたわらなくてはならない」と教えた　児童福祉法の適用をうけて手術ができるように計らった児童委員のおじさんは「自分の子も、他人の子も」同じだと考えて一生懸命骨折った。博君は、その入院中、友達がくれた手紙を泣きながら読んだ。放送では、子供の「ひろし君元気で早く帰って来てください」と言うかわいゝ声が、ハーモニカだけの伴奏の中で、深い感銘を伝えた。友達、博君、父親、先生、医師、児童委員のおじさんと、電波はこれら実在する、そして「博君の足」のために、一生懸命に努力し、人間の善意というものの姿を、何んの「てらい」も「みえ」もなく素朴に示した人々の声を、そのまゝ伝えた。

“退院の日、みんなが駅に出迎えた。「皆がにこにこ笑って僕をみていた。僕は気をつけて、身体がかしがないように歩いた」今まで一度も行けなかった遠足に行けるようになった。はじめての遠足は「小夜の中山」で往復二里あった。「先生が何度も何度も大丈夫か、大丈夫かと聞いてくださった」”

まことに心温まる放送であった。インタヴューのアナウンサーも何かを聞きだそうというような普通所謂「子供もの」を扱う場合とちがって極めて淡々としている中に、愛情が感じられて好ましかった。民間放送の、然も夜おそくからの番組で余り聞く人がないかもしれぬが、「のびゆく子供達」と題して、このような番組をつゞけている当事者とスポンサーの平凡社に「友愛」を捧ぐる番組として心から敬意を表したい。

友愛俳壇

内山一華堂選

東京　沼尻　蓉里
元日の富士に向ひて坂を下る

（評）富士は昨日の富士と変りないが、これを見る人の心は新しき年を意識して改めて富士の美しさを見る。これが初富士である。「坂を下る」という結びの字あまりもかえって流動感がある。

修善寺　広瀬　章女
冬の梅スリッパ赤く廊を行く

（評）胸の薄い娘が両袖をかかえるようにして行く病棟の廊下でもあろうか、スリッパの赤い色と梅の白さが印象的である。

伊豆　三浦あき女
冬霞下駄により来る潮の音

（評）冬とはいえ伊豆は暖い。うっすらと霞のたなびいた沖の方からゆるやかな潮のうねりがやってくる。春のあし音が聞えそうである。

岐阜　安藤　三径
みちのくの新雪を乗せ初荷着く

平塚　山本　素山
トンネルあまた伊豆に職あり冬霞

茨城　青木　九笑
軒低き町門松に飾られて

伊豆長岡　三浦　吉春
乳しぼりしぬくき掌のあり冬の梅

長崎　小地　牛子
初景色日暮里の夕日赫く燃ゆ

熱海　矢守　宏子
福寿草明治のマントかたく着て

福岡　武藤　希峰
浜風を受けて兄弟凧鳴らす

北海道　青沼　東舟
初かまど煙しらしら登りそむ

（選者吟）
スピッツの鎖細うして冬の梅

＝映写機貸出規程変更＝

映写機使用料及びフイルム使用料が左記の通り変更いたしました。

映写機（技師付）
一日・千五百円

フイルム使用料
劇映画・一日三千円―四千円、文化映画・一日二百五十円、ニュース・一日二百五十円、マンガ・一日二百五十円
〇本会々員及び関係者が使用の場合は映写機使用料千円
〇映画班独自の計画によるものは貸出しに入らない

申込及び問合せ先
東京都文京区音羽町七の一〇　電（49）二八〇一
友愛青年同志会　移動文化映画班

会員に特価提供

＝天火兼用炊飯器＝

台所の合理化と冗費の節約は、家庭婦人の熱望しているところだが近来有名デパートなどで売出され好評を得ている「ドライ・スチーマー」を、生活の合理化と台所改善運動の趣旨から、御使用をお進めしたいのでこゝに紹介する。

× × × ×

構造　――ドライ・スチーマーは❶特殊の銑鉄をもちいた手つきナベ❷三角台❸アルマイトの炊飯器❹鉄ザラフライパン❺金網❻計量器❼手つきナベのフタ❽鉄ザラの手――の八つが一そろいになり、それぞれの器具を組合せて用いる。

用途　――❶炊飯❷むしご飯❸一般むしもの❹煮もの❺揚げもの❻天火❼焼きもの❽普通ナベ　――などこれ一つで、カマ・おひつ・ご飯むし・ナベ・フライパン・天火・網・すき焼ナベの一切が間に合うことになる。

特徴　――以上の革命的な性能のほかに次のような特徴がある。

(1) 使用法がきわめて簡単で火加減調節が一切不要である
(2) ガスは勿論、木炭で充分使用できる。
(3) 燃料の経済、従来放散された熱を蒸気として利用するので四〇%以上の節約となる。

これは要するに“煮る、焼く、蒸す”が一つの器具で簡単にかつ経済的・合理的にできるのが特徴である。

× × × ×

なお本会々員には特価提供されるので御入用の方は申し込んで下さい。（使用説明書・カタログを御入用の方はハガキで御一報下さい、無料で送付いたします）

御申込及びお問合せは本部事務局に御一報下さい。

市販価格――二〇〇〇円（一升炊き）
特別価格――一五〇〇円（送料共）

但し多量申込の場合は御相談に応じます。

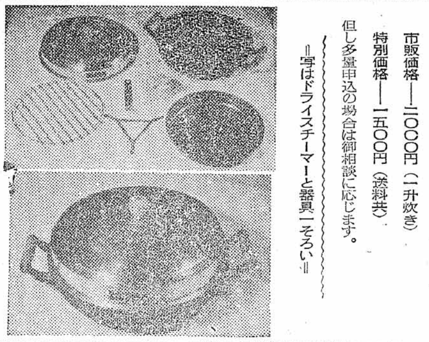

＝写はドライスチーマーと器具一そろい＝

中国地方

青年団体等と交流
本部役員を囲んで懇談会

本部の地方組織拡充工作は、オルグの不足を克服しつつ着々と進められているが、特に第三回全国大会を控え、地方会員の盛り上りを期するため、三月上旬より約二十日間奥田組織部長、川手学生対策部長を中国ブロックの各県に派遣し直接会員とひざを交えて話し合い、同時に未組織地区への進出を計ることになった。

今回の組織拡充工作の重点は、本部と地方組織の連携強化にあるが各地区の会員と協力、現地の関係方面及び一般にも働きかけ、本会の真意を理解してもらうように務めるので、地元の青年団をはじめ関係方面との懇談会を随時開くことにしている。

なお現在組織部において現地と連絡をとりつゝ日程を組んでいるが予定としては次の通りである。

—日　程—

期間　三月一日—三月二十四日

（岡山県）
三月二日　岡山市
〃　三日　都窪郡庄村
〃　四日　倉敷市
〃　五日　児島郡郷内村
〃　〃　児島郡琴浦町
〃　六日　児島市
（広島県）
三月七日　福山市
〃　〃　神石郡仙養村
〃　八日　尾道市・三原市
〃　九日　豊田郡忠海町
〃　十日　呉市
〃十一日　広島市
（山口県）
三月十二日　岩国市
〃　十三日　徳山市・防府市
〃　十四日　山口市
〃　十五日　下関市
〃　十六日　萩市
（島根県）
三月十七日　浜田市
〃　十八日　出雲市
〃　十九日　松江市
（鳥取県）
三月二十日　米子市
〃　二十一日　倉吉市
〃　二十二日　鳥取市

〃　〃　〃

以上で中国ブロック各県を終り、帰途京都にて京阪神各地の責任者を集め会議を開く予定でいる。

大学会社に研究グループ
＝関西の組織活動＝

大阪、京都を中心とする関西各地の組織拡大は、同地の幹事諸君が中心となり、積極的に進められているが、特に大学方面えの浸とうが目立っている。

現在までに神戸大学、同志社女子大学・大阪樟蔭女子大学・京都女子大学等に友愛研究グループの結成準備が行なわれているが、各大学とも自治会、学友会等の調整に多少困難な点があり、支部組織にまで持って行くには相当の努力がいるので、その点の打開策を研究中である。

一方一般えの浸とうも着々と進められ、青年団及び会社のグループを通じ〝友愛研究会〟を設け、本会組織の基礎をかためている

本部でもこのような動きに対処するため、関西各地区の連携、協力を一段と強化することを要請するとともに、三月下旬に京都で開催する本部役員との懇談会に、新たに入会し中心となって活躍している人々を招ねき、今後の対策を充分検討することになっている。

県下に呼びかける
事業部も積極的
日光支部

栃木県下初の支部結成が既報の通り日光市で行なわれたが、その後同支部は、同県下の未組織地区にも積極的な呼びかけを行うことになり、各地の青年有志と連絡をとりつゝある。

逢田支部長の報告によれば、現在迄に河内郡南河内村・宇都宮市・下都賀郡石橋町等の有志に連絡をとっているので、今後の直接連絡を本部に要請してきた。

なお同支部では、事業部を設け、いろいろと事業計画をたてているが、支部結成直後のため、資金獲得を兼ねる方法として、直接発行所と連絡して書籍の一括購入や、研究会・講習会等を開催する時には即売会を予定する等、支部活動の行き方として、成果が期待される。

支部結成で打合せ
池田（佐賀地区）上田（豊前地区）両君上京

▽佐賀地区責任者池田辰一君（佐賀市松原町新天地）は去る一月二十七日上京、一月二十九日開催された第四回幹事会にオブザーバーとして出席したが、同地の状況報告旁々、今後の活動について打ち合せを行なった。

佐賀 地区は 古川敢務君（前幹事）が責任者であったが、同君の転居により池田君が後任を引き受け活動を続けていたものである。

▽豊前地区 責任者上田 正吉幹事（福岡県豊前市八屋町明神）は所用のため第四回幹事会に出席出来なかったが、二月八日上京幹事会決定事項及び豊前支部結成について打ち合せ、二月十三日福岡に帰った。

ワダイ　わだい　話題

一かどの紳士が軽はずみではしようがない。軽はずみというのは思慮が浅く、あとさきの考えなしに、思いつきを実行にうつしたり人のいうことに誘いこまれたりすることである。軽卒な人間は腹がすわっていない。物の考え方にも日々の行動にも深い根拠がないそれだから、まわりの勢でどうにでもされる。だれか押しの強い人やうまい人がもっともらしいことをいうと、すぐにだまされて、ひどい目にあわされる。こんな人間には少しも落ちついたところがない。いつもそわ〳〵した気持である。

軽はずみでも困るが、余りに用心深く考えこむのもどうかと思う。一と言ものをいうにも、何かするにも、一々その結果を思い、人の思わくを気にしていては、あっちにこだわり、こっちに気兼ねして、手を下す時がない。手を下したにしても、心が晴ればれとせず明朗をかき、その上元気がない。

用心深い人は、そうした思い煩いに捕われて、さば〳〵した気持になれず、生き生きと動けないものである。

士君子、身を持するには
軽くすべからず
軽くすれば、物よく我をたわまして
悠閑鎮定の趣きなし
意を用いるには
重くすべからず
重くすれば、我物のために
泥みて、瀟洒活発の機なし

（守暁）

×　×

第一回文化映画鑑賞会

優秀映画を定期的に上映

〝移動文化映画班〟ではかねてより短編映画（文化・教育映画）の優秀作品を定期的に上映し、この種映画への関心を高めることを計画、各方面と連絡をとっていたがこの程、左記の通り第一回文化映画鑑賞会を開催することになった

—記—

日時・二月二十四日（金曜日）
午後六時三〇分
場所・東京都千代田区神田三崎町
YMCA同盟会館ロビー
（国電水道橋・都電三崎町下車）
料金・無料
上映映画・桃山美術（一巻）
美の殿堂（一巻）
上代の彫刻（一巻）
マナスル（二巻）

なお〝文化映画鑑賞会〟は今後も続けることになるが、会員は勿論一般の人々も鑑賞するよう進めてもらいたい。

妙高の雪を満喫

雪のシーズンを迎えて、本会では恒例の〝スキーを楽しむ会〟を一月十日より三泊四日、新潟県妙高々原つばめ温泉で開催した。参加者は昨年・一昨年に比較して少なかったが、会員元気一ぱい、充分妙高の雪を満喫して一月十四日早朝東京に帰ってきた。

×　×　×

妙高の燕は〝暖冬異変〟なそうだしかし一米五十糎も積っているのを見ることは感激に価する。正月の客の帰った後で、燕は割合静かであるが、日体大の生徒及び関西の人々が雪を求めて近くは赤倉、燕さらに関に来ている。

我々友愛のものも九日の夜行にて上野を発ち、十三日迄赤倉、燕においてスキー技を練る事に専念すると同時に妙高の気分にひたりきった。

妙高はアルペン競技の盛んな所である。一口にいうと雑木林に取りかこまれた針状の脈でありその中には「妙高」「赤倉」「前山」等の峯がそびえたっているこれに相対して、北アルプスがそびえ、はるか右方に氷る事を知らぬ野沢湖、遠く志賀高原を望む事が出来る。妙高の山々のすそに大きなスロープが連り、斜面は極めて変化に富み、初心者から上級者に至るすべての人々に適するように思われる。

赤倉より燕まで約三粁、時には三十度程もある急傾斜がありここに立つと「このまま、あの世に誘われるような気持になる」のである。しかし、我々にも「しりもち」という最良の技を備えているので安心なものである。時にはストックの力なしには走れぬ平らかな所もある。この様な長いコースにも文明の賜であるリフトがある。燕から下って来ると途中より雪質が変る。湿度の多い雪に変るのである。雪質が変ると同時に深い積雪に入り、スピードにブレーキがかかり、最良の技もなんのその前につんのめってしまう。いわゆる顔面制動という技術により世にもまれなる妙高の雪人形が青空の下に陳列される。

私共は三泊四日という限られた日数でありながら来る日も来る日も一点の雲もない青空にめぐまれた日々であった。太陽は強烈に輝き海抜一千百米の燕は実に美しい。思い思いの色彩に着飾った男女、雄大なスロープを抱く山々の景色しばしばう然としたのであった。昼間融けた雪も深夜には再び凍りさらに、その上に少量の新雪で化粧する事を忘れない妙高の山々は訪ね来る者に対して、思う存分の楽しみを味わせてくれる。我々の集いも三年となり今後共より以上の多数の方々の積極的な参加を望みたい。（栃内記）

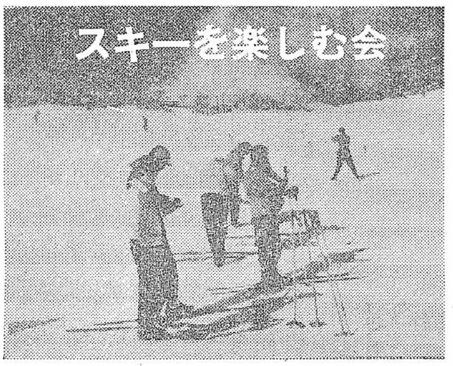

解説

予定された対立像か
＝総評の春季闘争＝

昭和三十一年度の予算案が一兆億円の大台を突破したせいか、どうか、総評の各労組がこの二月中旬以降一せいに賃上げ闘争を行う。総評は三日『総決起大会』を開いて気勢をあげたが政府は、治安当局首脳連絡会議を設けてこれに対抗することに決定、総評の所謂〝春季闘争〟は政治闘争の色彩をおびる可能性を濃くしてきた。ストライキを行う権利は、もともと労働者の生活擁護の手段として基本的に認められたものであって、今回の春季闘争も、いわば当然の権利の行使なのであって、別段あやしむに足るものではない。問題は、とる戦術とそれが社会全般に及ぼす影響にある。伝えられるところによれば、闘争の組織の仕方は産業別統一闘争を主軸として、綜合的な人的動員によって政治権力を争う〝ゼネスト〟的な効果をねらうものであるという。とすればそれは明確な政治闘争なのであって、スト権が保証しようとしている経済闘争とは趣きを異にしてくるわけである。

政府が三日、関係閣僚懇談会を開いて『官公労の違反行為は断固取締る』方針を確認したり、『官公労えの警告』を予定しているのは今回の春季闘争を純然たる経済闘争と見做していないからともいえよう。類似の批判は労働組合側にもあるのであって、総評と対立する全労会議では春季闘争の如き機械的画一的な闘争方式に強い反対の態度をとって、生活の推移、生産性、企業の収益状態の三つの調節の上に企業産業の実態に即した着実な闘争を進めてゆくことが必要だと批判している。

ともあれ、資本家対労働者の言い分はこうだ。労働者側は、儲け分の分前を貰いたい。ここ二、三年デフレだといって抑されてきたが実際は大手筋のベースアップにみるごとく利潤は向上しているではないかという。経営者側は、儲け分は定期昇給であげている。それ以上に春だ秋だと季節毎にでてくる機械的な賃上げ要求を呑んでは経営計画は成り立たず、日本経済が破壊されるという。一見、きわめて簡単な対立なのである。で、是非の判断は、減税、社会保障、雇用の拡大、生産性の向上、といった広範な日本経済全体の立場から眺めなければならない。また賃金引上げの条件のない失業者とか中小企業者、それに一般消費大衆といった広範な人々の生活の防衛ということも考慮されなければならない。

問題がそうなってくると資本家対労働者の責任だけで済まされる性質のものではない。官公労はいうまでもなくそれらの問題の最終の責任は、政府だからである。政府は、その解決策として、従来の人事院や公共企業体等調停委員会の他に各産業毎に具体的な労働問題について話合いを進めるため石炭、鉄鋼、繊維、化学、私鉄、電気ガス、非鉄金属、造船の八大産業に労・使・公益の三者構成の協議会を設け、四月一日から随時開くこととした。この産業別労使協議会が今後どのように話合いの場として活用され効果ある役割りを果すかどうかは疑問であるが、とにかく総評の「春季闘争」は官公労の賃上げ要求を第一波として既にスケジュールの序曲は奏でられている。その官公労は、いわゆる三公社（国鉄・電々公社・専売）五現業（郵政・林野・造幣・印刷・アルコール専売）の各労組で平均二千円の賃上げを要求、現在、公企体等調停委員会で審議中で十日すぎには調停案が出る予定である。これを契機として春季闘争の波状攻撃が始まるわけだが、組合員三百万の中二百二十万がストライキ権を持たない公務員及び公企業体組合員であるという総評が、どのような戦いの姿を描けるか、政府が対決する態度を変えない現在、両者の〝闘争絵図〟は、ここ数ヶ月避けられざる〝予定された対立像〟として描かれることであろう（北人）

逆流第四号原稿募集

作品内容　創作・詩・随筆・評論・小品

締切り　三月末日

送り先　東京都文京区音羽町七の一〇　友愛文芸部逆流係

発行予定は四月中
原稿は返却いたしません

消息

○鶴巻克雄君（本部選出幹事）は去る二月五日産経会館ホールにおいて青木久子さんと結婚式を挙げた。なお新婦は鶴巻君と同じ歯科医で、本会にも最近入会今後は、夫婦共に友愛運動を続けてゆくことになった。

○柳沢定勝君（本部選出幹事・仙台地区責任者）は今般仙台市より左記に転居した。
東京都台東区中根岸四番地

友愛文化部案内

本会では会員相互の知的向上をはかり、レクリエーションをかねる意味で次のサークルを設けてありますので、新入会の方々の参加をお待ちしています。

サークルは（A）研究会サークルと（B）レクリエーションサークルの二つがあります。

A　研究会サークル

研究会サークルには次の三つがあります。

A、友愛の民主主義研究会　—本会の発足とともにもうけられたもので、カレルギーの『自由と人生』『思想は世界をめぐる』（鳩山一郎訳）をテキストにしています。（毎月一回開催）

B、自衛と憲法研究会　—いまさらくどくどしく述べるまでもありません。われわれの自衛とわれわれの憲法について研究するために設けられています、講師としてその道の権威ある方にお願いしています。（毎月一回開催）

C、農業問題研究会　—わが国の農家人口は人口の約40%を占めています。その上農業問題はきわめて複雑多岐でありこれを適確に把握することはわが国の政治を理解する上に必要なことなので各講師から有益な講義を受けています。（毎月一回開催）

B　レクリエーションサークル

これには次の六つがあります。

D、山友会　山登り・ハイキングを趣味とする人達の集まりでアルピニスト級から散歩ラクスまで、とにかく歩くことをいとわぬ人達が集まっています。伊豆一周の旅、武蔵野散歩などを行いました。（責任者増田裕二）

E、合唱団　—毎週金曜日に練習しています、現在男女ともで三〇人、特に女性の参加を歓迎するよし。会場費月五十円。（責任者・早川忠光）

F、俳句会　—毎月十五日までに友愛俳壇に官製はがきで投稿して下さい。一人一回五句以上。入選作は翌月の機関紙に掲載。選者齋藤青峰、内山一草実、添削希望者は同じく友愛俳壇まで返信料封筒同封のこと。句会は毎月一回開催。（責任者青沼東由）

G、文芸部　—同人誌『逆流』を発刊しています。毎月二十五日が原稿締切、未発表文芸作品の投稿歓迎。但し掲載は厳選します。同人十一名によって運営、同人加盟は全同人の推せんによります。（責任者・中村勇一）

H、弁論部　毎月二回の練習を行っています、優秀者は適時地方遊説に派遣します。顧問に中日弁論会理事長河村友夫氏をお願いしています。（責任者・折戸博司）

I、スキー部　—毎冬妙高つばめ温泉に合宿します。初心者歓迎。責任者・宮沢一英・二十六年度全日本学生選手権保持者）

申込方法　—ABともに入会と同時にそれぞれのサークル宛申込まれるのが便利です。申込先はすべて本会事務局あてのこと。受付と同時に責任者より詳細を連絡いたします。申込用紙適宜、但し職業、年令、経験等詳しく記入のこと。

友愛青年同志会文化部